政　令

平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年九月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百一号

平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考

一　上欄の暴風雨とは、平成二十六年台風第十一号及び同年台風第十二号によるものをいう。

二　上欄の豪雨とは、前線によるものをいう。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　西川　公也

省　令

○農林水産省令第四十九号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条第四号の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月十日　農林水産大臣　西川　公也

農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号イ中「設置される」の下に「市町村の区域内若しくは」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。